

大会(総合大会及びソサイエティ大会)旅費・謝金補助に関するガイドライン

i) 謝金について

大会での企画(パネル討論、チュートリアル講演)での招待講演者の謝金は原則として、各提案研究専門委員会の活動費から支払われるが、これが不足する場合、ソサイエティ会計から補助を受けることができる。なお、補助金の総額が予算を大幅に越える場合は、ソサイエティ運営委員会で検討する。

ii) 旅費について

大会での企画(パネル討論、チュートリアル講演)での招待講演者の旅費は原則として、講演者側が支払うかまたは、各提案研究専門委員会の活動費から支払われる。しかし、講演者側が支払うことが困難であり、且つ、研究専門委員会の活動費では不十分な場合、以下の規定に法って、ソサイエティ会計からこれを補助することができる。

1) 原則として以下の該当者に補助を行う。

(a) 非会員

(b) 本会会員であっても基礎・境界ソサイエティに属さず且つ、その属するソサイエティが基礎・境界ソサイエティと合同で大会を行わない場合。

2) 補助金の総額は各大会において、原則として 40 万円以内とする。

3) 原則として、各専門委員会 1 名まで。

4) 旅費は実費を支給するが、限度額を超える場合は、原則として

1) の(a)を優先する。それでも超える場合は、合計が限度額以下になるよう、各請求者の必要金額に応じて減額する。

なお、フェローに関しては別に定める。

平成 14 年 12 月 2 日 基礎・境界ソサイエティ運営委員会で承認